

令和4年4月20日
事務連絡

各都道府県衛生主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省保険局国民健康保険課

来日したウクライナ避難民の患者受入れ環境整備支援等及び
国民健康保険の適用について

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、関係府省庁において、来日したウクライナ避難民の方々に対する支援について、検討・取組が進められているところです。

厚生労働省では、医療機関において、ウクライナ避難民の方々に適切に対応いただけるよう、従前から外国人患者に対応する医療機関への支援策として実施している「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」にウクライナ語を追加するなど、各種支援の取組を進めているところです。

また、ウクライナ避難民に対する国民健康保険の適用については、「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険の適用について」（令和4年3月18日付け厚生労働省保険局事務連絡）において、現行の外国人に対する適用と同様の取扱いとなる旨をお示ししているところです。

今般、医療分野において、ウクライナ避難民患者への適切な受入れ環境の整備に向けて実施している取組について、改めて、下記のとおり整理しましたので、貴都道府県管内の医療機関に対し、各種支援策を活用し、ウクライナ避難民患者に対する適切な医療の提供について最大限協力いただくよう周知と協力依頼をお願いするとともに、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に対し、引き続き、国民健康保険の運用に関する周知をお願いします。

なお、令和4年4月19日付けで、出入国在留管理庁より、各都道府県および避難者の方々に対し、就労、医療・介護・子育て及び就学に関する取組について情報提供されていますので、参考として送付します。

また、ウクライナ避難民の方々への対応については、厚生労働省を含め関係省庁において引き続き検討を進めており、新たな情報について、随時情報提供させていただきますのでよろしくお願いします。

1. ウクライナ避難民患者の受入環境の整備に向けた支援策

(1) 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業（別添1）

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを24時間体制で提供しています（令和4年度はウクライナ語を含めた17言語）。利用時に簡単な登録をいただければ、全ての医療機関に利用いただけます。

ウクライナ語の通訳サービスの利用料金については、ウクライナ避難民受入の対応方針を踏まえ、当面の間、無料とします（通話料は利用者負担となります）。

【概要資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

(2) 国による外国人对応に係る医療機関向け電話相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

都道府県による医療機関向けの外国人对応に関する相談窓口の運営事業を補完するため、夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において医療機関向け電話相談窓口を開設しています。ウクライナ避難民の受入れを含め、医療機関における外国人患者対応に関する諸課題の解決に向け、国が委託運営するコールセンターが支援しています。

また、当事業の一環として、自治体からの相談にもメールにて24時間受付対応しています（医療機関から自治体に寄せられた外国人对応に関する相談について助言）。

【概要資料】

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

(3) 外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形がダウンロードできます。現在、ウクライナ語のひな形について作成を進めているところであり、でき次第、追って周知します。

【概要資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

2. 国民健康保険の適用について

ウクライナ避難民については、「短期滞在」の在留資格の期間中においても、本邦滞在を希望する場合、「特定活動（１年）」の在留資格への変更許可申請を提出することができます。

ウクライナ避難民が「特定活動（１年）」の在留資格を付与され、国民健康保険の適用除外要件に該当しない場合には、現行の外国人に対する国民健康保険の適用と同様、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用となるため、適切に運用いただくようお願いします。

なお、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民に対し、別添のとおり国民健康保険に関するリーフレットを配布しているため、ウクライナ避難民からの相談等において適宜活用いただきますようお願いいたします。

【照会先】

○１ に関すること

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

（内線：2678、4115、4457）

（代表）03-5253-1111

○２ に関すること

厚生労働省保険局国民健康保険課

（内線：3138、3189、3258）

（代表）03-5253-1111

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します

本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

平成 30 年の訪日外国人は 3,119 万人と引き続き増加している中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者との電話通訳サービス
- ・ 外国人患者からの外線入電に対する 3 者間通訳サービス（病院の交換台などが 3 者間の電話に対応している場合）

対象機関

全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）

対応言語

タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語※

対応期間

2022 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日 24 時間体制

利用料金

最初の 10 分は 1,500 円、以降 5 分あたり 500 円（通話料は利用者負担）

※ウクライナ語の利用料金について

※ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、ウクライナ語の通訳サービス利用料は当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

この他、夜間・休日に外国人対応に関するお困りごとがある場合には以下にご相談ください。

厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口（03-6371-0057 平日 17 時～翌朝 9 時まで、土日祝日 24 時間）

電話通訳サービス 登録の手順

事前申し込み

受付確認

運宮事務局から
電話番号の連絡

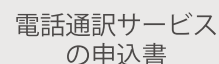
利用の開始

①本サービスをご利用になるには、別紙の
申込書での**事前登録**が必要になります。
必要事項をご記入の上、下記宛先にメール
または FAX で申込書をご送付ください。

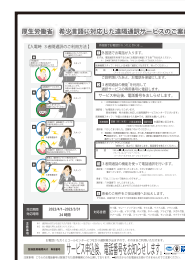
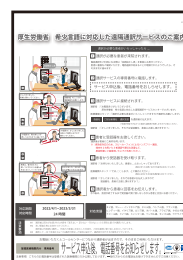
メール：mhlw-office@bricks-corp.com

FAX : 03-5366-6002

※2022年3月までにご登録済の医療機関はご利用にあたっての再申し込みは不要です。
※登録前の緊急時利用の場合は、下記問い合わせ先（運営事務局）までご相談ください。

[illegible]

電話通訳サービスのご案内



②ご利用方法については、
別紙のご案内資料をご一読ください。

③ご利用になる際は、言語を特定することにより
スムーズな通話が可能となりますので、
「言語指さし表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・サービスの契約料、月極めの利用料等はありません。
- ・本サービスは登録された医療機関のみご利用いただけます。
- ・ご不明点は運営事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先 (運営事務局)

TEL : 03-5366-6018 (平日 9 : 30 ~ 18 : 00) / 03-4332-1288 (平日 18 : 00 ~ 翌 9 : 30 ・ 土日祝日 24 時間)
FAX : 03-5366-6002 E-mail : mhlw-office@bricks-corp.com
〒160-0022 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 1 7 号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F 株式会社 BRICK' s 内